

「消費生活相談員」説明会（無料）

「消費者トラブル解決に、
あなたの**経験**を活かしませんか。」

消費生活相談員は、商品やサービスの契約に関する消費者の相談に乗り、解決や被害の防止に導くやりがいのあるお仕事です。

開催スケジュール

福山会場：7月8日（水）14：00～14：45（定員10名、先着順）
@ハローワーク福山2階ジョブスペース

広島会場：7月13日（月）14：00～14：45（定員10名、先着順）
@ハローワーク広島1階JOBルーム

オンライン：7月13日（月）10：00～10：45（ZOOM開催）

【説明会の内容(約45分)】

相談員の仕事紹介→実際の相談活動イメージ動画→資格試験の紹介→質疑応答

申込方法

下記問合せ先にお電話又はメールで申込みください。

※メール記載項目：①氏名、②希望会場③E-mailアドレス④お住まいの市町

申込期限

各開催日の2日前の17時まで

資格試験	消費生活相談員	消費生活アドバイザー
実施機関	(独)国民生活センター	(一財)日本産業協会
試験情報 (実施機関 HP)		



※消費生活相談員資格(国家資格)は、国民生活センターの消費生活相談員資格試験又は日本産業協会の消費生活アドバイザー資格試験に合格することにより付与されます。

※消費生活相談員資格試験等は、地方公共団体等の採用試験ではなく、合格しても就職を保証するものではありません。就職希望者は合格後に各自で就職活動を行う必要があります。また、本説明会において消費生活相談は行いません。

【主催・問合せ先】

広島県環境県民局消費生活課

電話 082-513-2732

メール kansyouhi@pref.hiroshima.lg.jp

(「消費生活相談員」を目指す方へ
(広島県HP))



【協力】ハローワーク広島・福山、広島市、福山市、(公社)NACS中国支部